青森市企業局水道部発注の 配水管等布設工事に従事する配管技士の資格要件について(再通知)

皆様方には、日頃から本市の水道事業推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがと うございます。

さて、当部では耐震管の適切な施工の観点等から、配管作業に従事する配管技士の資格 要件について、特記仕様書で条件を付してきたところでありますが、平成30年1月1日以 降公告(指名競争入札においては指名通知)する工事において、下記のとおり配管技士の 資格要件を変更することとしております。

このことについては、水道部のホームページにおいても平成 28 年 3 月 22 日付けで掲載しているとおり、平成 29 年 12 月をもちまして、資格要件に係る経過措置が終了することとなっております。特に大口径(ϕ 500 mm以上)の資格取得については、講習会場が東京、名古屋のみとなっており、施工者への負担も想定されますが、技術者の資格取得、育成にご配慮くださるようお願いいたします。

記

◎平成30年1月1日以降の資格要件(予定)

- (1) 配管作業(継手接合を含む。)に従事する技術者(以下「配管技士」という。)は、 受注者が恒常的に雇用する者(3ヵ月以上雇用する者)を1名以上配置するものとす る。
- (2) 配管技士は、日本水道協会の配水管技能登録者であること。
- (3) 配管作業中は、配管技士であることを識別できるものを着用しなければならない。

対 象 工 事	必 要 資 格
一般配管工事	社団法人 日本水道協会
(DIP(K・A形)、PP等の一般継手)	配水管技能登録者(一般継手)
耐震管工事(φ450mm 以下)	社団法人 日本水道協会
(DIP(GX・NS形)等の耐震継手)	配水管技能登録者(耐震継手)
大口径管工事(φ500mm 以上の耐震継手等)	社団法人 日本水道協会
(DIP (NS・S・KF形)等)	配水管技能登録者(大口径)

- ※ 資格の確認には、登録証写しが必要になります。
- ※ 配水管技能登録者に関わる講習会等の詳細については、社団法人 日本水道協会のホームページで確認するか、同協会に問い合わせ願います。

社団法人 日本水道協会

〒102-0074 東京都千代田区九段南4丁目8番9号

TEL: 03-3264-2496 FAX: 03-3264-2237 ホームページ (http://www.jwwa.or.jp/haikan/)

問い合わせ:青森市企業局水道部整備課 TEL 777-4258 FAX 732-7210